



(号外) 独立行政法人国立印刷局

特殊法人等

日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判

決確定関係

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分関係

会社その他

会社決算公告

五 五

目次

省令

- 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一〇）
- 中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（経済産業一二）

告示

- 著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁四）

- 健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働五四）

- 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件（国土交通一三九）

三 元 二 七 一

公 告

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係

○農林水産省令第十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項及び第三十一条第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月五日

農林水産大臣 坂本 哲志

省令

告示

五

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

別表第一（第九条、第四十条関係）	検査の方法	区分	ヨーネ病	方 法	要 領	判 定
5 （略）	1 予備的抗体検出法 又は予備的遺伝子検出法（以下「スクリーニング法」という。）による検査	1 予備的抗体検出法 又は予備的遺伝子検出法（以下「スクリーニング法」という。）による検査	1 予備的抗体検出法 又は予備的遺伝子検出法（以下「スクリーニング法」という。）による検査	1・2 (略)	1・2 (略)	1 次のいずれかに該当するものは、ヨーネ病の患畜とする。
三 山羊についての検査として必要と認める場合	2・3 (略) 4 準備された糞便を用いて、検体の糞便から糞便抽出DNA液を作製すること。 二 リアルタイムPCR応液（DNAPリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル、N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水）を含むものを用いる。（以下この号において同じ。） ○○四五ミリリットルに一で作製した糞便抽出DNA液○○五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「検体調整液」という。）及びリアルタイムPCR反応液○○四五ミリリットルに指示陽性DNA液（あらかじめヨーネ菌のDNA濃度が明らかであるDNA液を十倍段階希	2 糞便抽出DNA液を作製すること。 二 リアルタイムPCR応液（DNAPリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル、N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水）を含むものを用いる。（以下この号において同じ。） ○○四五ミリリットルに一で作製した糞便抽出DNA液○○五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「検体調整液」という。）及びリアルタイムPCR反応液○○四五ミリリットルに指示陽性DNA液（あらかじめヨーネ菌のDNA濃度が明らかであるDNA液を十倍段階希	2 糞便抽出DNA液を作製すること。 二 リアルタイムPCR応液（DNAPリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル、N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水）を含むものを用いる。（以下この号において同じ。） ○○四五ミリリットルに一で作製した糞便抽出DNA液○○五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「検体調整液」という。）及びリアルタイムPCR反応液○○四五ミリリットルに指示陽性DNA液（あらかじめヨーネ菌のDNA濃度が明らかであるDNA液を十倍段階希	1・3 (略) (削る。)	1・3 (略) (削る。)	1 次のいずれかに該当するものは、ヨーネ病の患畜とする。
二 (略)	一 ヨーネ病にかかる羊についての検査	一 ヨーネ病にかかる羊についての検査	一 ヨーネ病にかかる羊についての検査	1 ヨーネ病にかかる羊についての検査	1 ヨーネ病にかかる羊についての検査	1 次のいずれかに該当するものは、ヨーネ病の患畜とする。
二 (略)	二 準備された糞便を用いて、検体の糞便から糞便抽出DNA液を作製すること。 二 リアルタイムPCR応液（DNAPリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル、N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水）を含むものを用いる。（以下この号において同じ。） ○○四五ミリリットルに一で作製した糞便抽出DNA液○○五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「検体調整液」という。）及びリアルタイムPCR反応液○○四五ミリリットルに指示陽性DNA液（あらかじめヨーネ菌のDNA濃度が明らかであるDNA液を十倍段階希	二 糞便抽出DNA液を作製すること。 二 リアルタイムPCR応液（DNAPリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル、N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水）を含むものを用いる。（以下この号において同じ。） ○○四五ミリリットルに一で作製した糞便抽出DNA液○○五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「検体調整液」という。）及びリアルタイムPCR反応液○○四五ミリリットルに指示陽性DNA液（あらかじめヨーネ菌のDNA濃度が明らかであるDNA液を十倍段階希	二 糞便抽出DNA液を作製すること。 二 リアルタイムPCR応液（DNAPリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル、N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水）を含むものを用いる。（以下この号において同じ。） ○○四五ミリリットルに一で作製した糞便抽出DNA液○○五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「検体調整液」という。）及びリアルタイムPCR反応液○○四五ミリリットルに指示陽性DNA液（あらかじめヨーネ菌のDNA濃度が明らかであるDNA液を十倍段階希	2 糞便抽出DNA液を作製すること。 二 リアルタイムPCR応液（DNAPリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル、N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水）を含むものを用いる。（以下この号において同じ。） ○○四五ミリリットルに一で作製した糞便抽出DNA液○○五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「検体調整液」という。）及びリアルタイムPCR反応液○○四五ミリリットルに指示陽性DNA液（あらかじめヨーネ菌のDNA濃度が明らかであるDNA液を十倍段階希	2 糞便抽出DNA液を作製すること。 二 リアルタイムPCR応液（DNAPリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル、N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水）を含むものを用いる。（以下この号において同じ。） ○○四五ミリリットルに一で作製した糞便抽出DNA液○○五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「検体調整液」という。）及びリアルタイムPCR反応液○○四五ミリリットルに指示陽性DNA液（あらかじめヨーネ菌のDNA濃度が明らかであるDNA液を十倍段階希	2 糞便抽出DNA液を作製すること。 二 リアルタイムPCR応液（DNAPリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル、N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水）を含むものを用いる。（以下この号において同じ。） ○○四五ミリリットルに一で作製した糞便抽出DNA液○○五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「検体調整液」という。）及びリアルタイムPCR反応液○○四五ミリリットルに指示陽性DNA液（あらかじめヨーネ菌のDNA濃度が明らかであるDNA液を十倍段階希

別表第一（第九条、第四十条関係）		検査の方法	
区分	ヨーネ病	方	法
5 (略)	1 予備的抗体検出法 (以下「スクリーニング法」という。)による検査 牛についての検査の場合に実施することができる。ただし、検査の反応が陽性である場合には、2、3、4又は5の検査を行うものとする。	1 スクリーニング法	牛についての検査の場合に実施することができる。ただし、検査の反応が陽性である場合には、2、3、4又は5の検査を行うものとする。
	2 補体結合反応検査 2・3 (略)	2 補体結合反応検査	2 補体結合反応検査の結果ヨーネ病にかかるおそれがあると認められためん羊又は山羊についての検査の場合
	二 (略) 三 その他必要と認める場合	二 (略) 三 その他必要と認める場合	二 (略) 三 その他必要と認める場合

正前	要領	判定	1 次のいづれかに該当するものは、ヨーネ病の患畜とする。
(略)		一、二、三	ヨーニンの反応で腫脹の差が二ミリメートル以上であり、補体結合反応法による抗体価が十倍希釀血清以上であるもの
合反応検査を行	六 ヨーネ病の疑似患畜であるめん羊又は山羊について、初回検査後二週間隔で三回以上補体結	後のヨーニン検査及び補体結合反応検査による再検査において四又は2のいずれかになつたも	

秋したもの) ○・○○五
ミリリットルを混合した
もの(以下この項におい
て「指示陽性調整液」と
いう)を、それぞれ○・
二ミリリットル容量のP
CR用チューブ一本又は
PCR用九十六穴フレ
トの二穴に○・○二五ミ
リリットルずつ分注する
こと。

三|二のチューブ又はブ
レートをリアルタイムP
CR装置により、五十度
の温度で二分間、九十五
度の温度で十五分間感作
した後、九十五度の温度
での三十秒間及び六十八
度の温度での一分間の感
作を四十五回繰り返すこ
と。

四|三の感作後に、二の檢
体調整液の蛍光強度が上
昇したものうち、六十
度から九十八度までの間
で解離曲線解析を行つて
検体調整液が指示陽性調
整液の解離温度と同様の
解離温度を示した検体を
陽性とし、それ以外の檢
体を陰性とすること。

2の3|スクリーニング法
(ヨーネ病診断用リアルタ
イムポリメラーゼ連鎖反応
キット(インターナルコン
トロールを用いるものに限
る。)による検
査の場合

一|ヨーネ菌核酸抽出試葉
を用いて、検体の養便か
ら糞便抽出DNA液を作
製すること。

3 (略)

2 四 (略)

2 四 (略)

一 ヨーニンの反
応で腫脹の差が
二ミリメートル
以上であるもの
該当するものは、
ヨーネ病の疑似患
畜とする。

一 ヨーニンの反
応で腫脹の差が
二ミリメートル
以上であるもの
該当するものは、
ヨーネ病の疑似患
畜とする。

二 植体結合反応
法による抗体価
が五倍希釈血清
以上であるもの

(新設)

3 (略)

2 七 (略)

2 七 (略)

一 ヨーニンの反
応で腫脹の差が
二ミリメートル
以上であるもの
該当するものは、
ヨーネ病の疑似患
畜とする。

一 ヨーニンの反
応で腫脹の差が
二ミリメートル
以上であるもの
該当するものは、
ヨーネ病の疑似患
畜とする。

二 ヨーニンの反
応で腫脹の差が
二ミリメートル
以上又は牛につ
いては二ミリ
メートル以上で
あり、かつ、補
体結合反応法に
よる抗体価が五
倍希釈血清以下
であるもの

二 ヨーニンの反
応で腫脹の差が
二ミリメートル
以上又は山羊
については二ミ
リメートル以上
未満であり、補
体結合反応法に
よる抗体価が五
倍希釈血清であ
るもの

二 ヨーニンの反
応で腫脹の差が
二ミリメートル
以上又は山羊
については二ミ
リメートル以上
未満であり、補
体結合反応法に
よる抗体価が五
倍希釈血清であ
るもの

二 ○・二ミリリットル容量のPCR用チューブ又はPCR用九十六穴プレートを用いて、リアルタイムPCR反応液(DNAポリメラーゼ、ウラントロール、プライマー、シリコングリコシラーゼ、リボヌクレアーゼFリーウ、インターナルコントロール、プライマーを含むものをいう。以下の号において同じ。)○・○四五ミリリットルに一で作製した糞便抽出DNA液○・○○五ミリリットルを混合したもの(以下この項において「検体調整液」という。)、リアルタイムPCR反応液○・○○五ミリリットルを混合したもの及びリアルタイムPCR反応液○・○四五ミリリットルに指示陰性DNA液○・○四五ミリリットルを混合したものと。二のチューブ又はプレートをリアルタイムPCR装置により、四十度の温度で十分間九十五度で十分間感作した後、九十五度の温度での三十秒間及び六十八度の温度での一分間の感作を四十五回繰り返すこと。

四 三の感作後に、二の検体調整液の蛍光強度が上昇したもの(うち、六十度から九十八度までの間で解離曲線解析を行つて検体調整液が陽性解離温度を示した検体を陽性として、陰性解離温度を示した検体を陰性とする)。

3 | リアルタイムPCR法
(ヨーネ病診断用リアルタームポリメラーゼ連鎖反応キット(プローブを用いるものに限る)による方法)による検査の場合

一 ヨーネ菌核酸抽出試薬を用いて、検体の糞便から糞便抽出DNA液を作製すること。

二 リアルタイムPCR反応液(DNAポリメラーゼ、ウラシル-N-グリコシラーゼ、インターナルコントロール、プライマー、プローブを含むもの)を用いて同じ。(○・○四五ミリリットルに一で作製した糞便抽出DNA液○・○○五ミリリットルを混合したもの(以下「検体調整液」という。)及び

二 リアルタイムPCR反応液(DNAポリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル-N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水を含むもの)○・○四五ミリリットルに一で作成した糞便抽出DNA液○・○○五ミリリットルを混合したもの(以下「検体調整液」という。)及び

二 リアルタイムPCR反応液○・○四五ミリリットルに指示陽性DNA液○・○○五ミリリットルを混合したもの(以下この項において「検体調整液」という)、リアルタイムPCR反応液○・○四五ミリリットルを混合したもの(以下この項において「指示陽性調整液」という)及びリアルタイムPCR反応液○・○四五

3 | リアルタイムPCR法による検査の場合

一 ヨーネ菌核酸抽出試薬を用いて、検体の糞便から糞便抽出DNA液を作製すること。

二 リアルタイムPCR反応液(DNAポリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル-N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水を含むもの)○・○四五ミリリットルに一で作成した糞便抽出DNA液○・○○五ミリリットルを混合したもの(以下「検体調整液」という。)及び

二 リアルタイムPCR反応液○・○四五ミリリットルに指示陽性DNA液○・○○五ミリリットルを混合したもの(以下「指示陽性調整液」という)を、それぞれ○・二ミリリットル容量のPCR用チューブ二本又はPCR用九十六穴プレートの二穴に○・

ミリリットルに指示陰性液○・○・○五ミリリットルを混合したものを、それぞれ○・二ミリリットル容量のPCR用チューブ二本又はPCR用九十六穴プレートの二穴に○・○二五ミリリットルずつ分注すること。

三 二のチューブ又はプレートをリアルタイムPCR装置により、五十度の温度で一分間、九十五度の温度で十分間感作し、た後、九十五度の温度での三十秒間及び六十八度の温度での一分間の感作を四十五回繰り返すこと。

四 三の感作後に、二の検体調整液が分注されたチューブ一本又はプレート六以上で陽性反応検出波長の蛍光強度が上昇した検体をDNA陽性とし、二の検体調整液が分注されたチューブ二本又はプレート二穴で陰性反応検出波長の蛍光強度が上昇した検体をDNA陰性とすること。

五 四でDNA陽性となつた検体について、指示陽性調整液を用いた用量反応式からヨーネ菌DNA濃度を計算し、検体調整液○・○二五ミリリットル中のDNA量が〇・〇〇一ピコグラム以上と判定された検体を陽性とし、それ以外の検体を陰性とすること。

○二五ミリリットルずつ
分注すること。

三 二のチユーブ又はブ
レートをリアルタイムP
C-R装置により、五十度
の温度で二分間、九十五
度の温度で十五分間感作
した後、九十五度の温度
での三秒間及び六十八
度の温度での一分間の感
作を四十五回繰り返すこと。

四 三の感作後に、二の検
体調整液の蛍光強度が上
昇したものの中、六十
度から九十八度までの間
で解離線解析を行つて
検体調整液が指示陽性調
整液の解離温度と同様の
解離温度を示した検体を
DNA陽性とし、それ以外
の検体をDNA陰性と
すること。

五 四でDNA陽性となつ
た検体について、指示陽
性調整液を用いた用量
反応式からヨーネ菌DN
A濃度を計算し、検体調
整液○・○二五ミリリット
ル中のDNA量が○・
○〇一ピコグラム以上と
判定された検体を陽性と
し、それ以外の検体を陰
性とすること。

書類
〔第四号イにおいて「貸借対照表等」という〕を当該金融機関の求めに応じて提出して
いること。

附 則

この省令は、令和6年4月1日から施行する。

○経済産業省令第十二号
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第三項並びに第三条の八第一項の規定に基づき、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

を次のように定める。

令和6年3月5日

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

〔新設〕

改

正

前

経済産業大臣 齋藤 健

4・5 (略)

6 ヨーネ病の疑似患畜については、細菌検査（分離培養）又はリアルタイムPCR法による検査を実施すること。

4・5 (略)

6 ヨーネ病の疑似患畜については、細菌検査（分離培養）又はリアルタイムPCR法による検査（めん羊若しくは山羊については、細菌検査（分離培養）、リアルタイムPCR法による検査、初回検査の九十日後のヨーニン検査及び補体結合反応検査又は初回検査後二週間隔で三回以上の補体結合反応検査）を実施すること。

(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)